

建設汚泥再生利用指針検討委員会

第1回議事概要

日時：平成17年6月8日(水) 15:00～17:00

場所：国土交通省11階特別会議室（霞ヶ関合同庁舎3号館）

議事概要：

(1) 嘉門委員長挨拶（主要なもの）

- ・ 建設汚泥の再資源化促進のための具体的な指針を策定し、再資源化率を向上させることがこの委員会の目的である。
- ・ 以前に土木研究所を中心に作成した「建設汚泥リサイクル指針」に基づきリサイクルを進めたことが、再資源化率の向上につながったと考えられる。
- ・ 建設汚泥の再資源化を進める上では、まだ自治体等の環境部局で判断が難しい問題が残っている。
- ・ 自治体等の環境部局に、適正な環境保全をした上でのリサイクルであることを明確に示せるような基準を作成したい。
- ・ そのような基準が出来れば、ややコスト高でも、適正な処理をした汚泥の再生品は商品として認められ、又建設汚泥の再生品が大量に使用できるようになると思っている。
- ・ 効果的、具体的で使いやすい指針を作れるように協力願いたい。

(2) 建設汚泥再生利用指針検討委員会の運営について

※「建設汚泥再生利用指針検討委員会の運営について」は、事務局案（資料1-3）のとおり了承された。

(3) 建設汚泥の排出実態等について

国立環境研究所大迫委員：建設汚泥の処分の実態はどうなっているのか。脱水して最終処分場に持っていかれているのか。

環境省産業廃棄物課森谷委員：建設汚泥は脱水などの簡易な処理を行った後、管理型最終処分場に行くのが一般的である。しかし、そのような脱水処理を行ったものの中に残土処分場に持っていかれているものがあり、これが問題の一つである。

嘉門委員長：建設汚泥の再資源化等率の69%に不適正な処理があるということなのか。

日本建設業団体連合会島田委員：建設汚泥の最終処分量を紹介していただいたが、各種の資料と比較すると、この量は適正に最終処分された量と推定される。このため、再資源化等率の69%に不適正な処理が含まれている可能性も否定できないが、不適正かどうかは廃棄物処理法に照らして判断することになる。

国立環境研究所大迫委員：平成7年度から平成14年度にかけて建設汚泥の再資源化等率が向上している。この理由はどのようなものと認識しているのか。

事務局：発注者、建設会社等の関係者のリサイクル意識の高まりが大きな理由と考えられる。

嘉門委員長：本委員会に関連するものであるが、「建設汚泥リサイクル指針」の作成も再資源化等率の向上の要因ではないか。

(4) 建設汚泥の課題と今後の方向性について

東京大学小澤委員：課題として「再資源化等率の向上」が記述されているが、建設汚泥の再生利用のための技術的な基準を定めただけでは、再資源化等率が向上するとは考えられない。不適正な処理があるため、再資源化等率が向上しないのではないか。すなわち、「不適正な処理」という課題を認識し、それに対する対応策も検討する必要があるのではないか。

事務局：「不適正な処理」対策に関連した検討は、「手続きの簡素化・明確化」といった内容で第2回委員会で行いたいと考えている。

国土交通省事業総括調整官室柳橋委員：「不適正な処理」という課題に対する対応策としては、「取締りの強化」というものが考えられるが、本委員会ではその検討は対象外と考える。

嘉門委員長：取締りの必要性についての認識は持つておくべきではないか。

環境省産業廃棄物課森谷委員：取締りのみではなく、建設汚泥の再資源化等に必要となる適正なコスト負担も「不適正な処理」の解決になるのではないか。

全国産業廃棄物連合会浜野委員：適正なコスト負担も必要であるが、建設汚泥のリサイクル推進には、「利用拡大」が必要である。すなわち、公共工事で建設汚泥の再生品を積極的に使用していく取組が必要である。

嘉門委員長：本委員会で検討する「建設汚泥再生利用指針」は、「不適正な処理」や「利用拡大」といった視点も組み込んだものとしたいので、委員の皆さんのご協力をお願いします。

(5) 建設汚泥再生品の利用用途、要求品質基準等について

日本土木工業協会阪本委員：建設汚泥処理土の利用用途として「鉄道盛土（上部盛土）」と「空港高盛土（流用盛土）」が「建設発生土の適用用途標準」から追加されているが、建設汚泥処理土の利用先拡大を考慮すると、空港高盛土以外に色々な用途があるのではないか、また、鉄道盛土にある「上部盛土」以外の部分などでの利用基準を考える必要があるのではないか。

鉄道建設・運輸施設整備支援機構服部委員：鉄道の盛土については、本線部分の盛土や車両基地部分の盛土で基準等が異なってくるはずである。どのような基準を作ることが可能か、用途区分も含めて持ち帰り検討したい。

港湾空港技術研究所渡部委員：空港に用いる土砂も滑走路部分や駐機場部分など基準が異なるので今回の案とは別の整理の仕方が必要ではないか。

嘉門委員長：空港盛土、鉄道盛土については、事務局と協力して表現を検討して欲しい。

国土交通省事業総括調整官室柳橋委員：「建設汚泥処理土」の利用用途として「鉄道盛土」と「空港盛土」を入れている。「建設発生土の適用用途標準」を策定する際に、入らなかった理由を教えていただきたい。

嘉門委員長：「道路路床盛土」の適用用途標準を準用して「鉄道盛土」に活用する、「道路路体盛土」の適用用途標準を準用して「空港高盛土」に活用する、という考え方であれば「建設発生土の適用用途標準」に用途を追加しなくても利用できる。これと同じ考え方であれば、「建設汚泥処理土の適用用途標準」にもこの用途を加えなくてもいいかもしれない。

(6) 建設汚泥再生品の生活環境保全上の基準について

国立環境研究所大迫委員：生活環境保全上の基準については、判断時点の考え方の明示が必要ではないか。

嘉門委員長：土質材料の場合は使用する時点、市販品のような製品の場合は販売時点（出荷時点）ということになるのではないかと。大迫委員の方で製品の評価方法等を次回以降に提案していただきたい。

日本建設業団体連合会島田委員：アルカリ性（pHが高い）について記述する必要があるのではないかと。

環境省産業廃棄物課森谷委員：悪臭の問題もあるケースがあると聞いている。

日本土木工業協会阪本委員：土の pH に関しては、土自体の pH の幅が広くて環境基準などが定められないので、記述するのは難しいのではないかと。

嘉門委員長：pH、悪臭等については、「関係法令に基づく基準等」で読めると理解している。

(7) 建設汚泥再生品の品質確保方法について

嘉門委員長：建設汚泥を再利用する際の品質確保の責任は誰にあるのか。工事の発注者か、工事の請負者か。

国土交通省建設業課牧委員：公共工事の場合は、工事の契約書等で汚泥の処理方法や施工方法等を明示することとなるため、品質確保の責任は発注者側にあると考える。これに対し、民間工事の場合は施工方法等の明示を行う場合と行わない場合があると考えられるため、品質確保の責任が誰にあるのか、言いにくい。

嘉門委員長：民間工事の場合の品質確保の考え方については、様々な形態が考えられることから、各委員から事務局に情報提供をして頂けたらと考えているので、ご協力をお願いします。可能ならば、次回に何らかの案を提案していただきたい。

(8) その他

嘉門委員長：本委員会のスケジュールを見ると、平成18年3月の第4回委員会において初めて「建設汚泥再生利用指針（案）」が示されるようであるが、第4回のみ議論では結論が得られない恐れもあるので、次回の委員会に「建設汚泥再生利用指針（案）」の目次立てを示して欲しい。

以上